負の遺産対策事業助成金交付実施要領

（目的）

１　この要領は、負の遺産対策事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める「負の遺産対策事業助成金」の交付に関し要綱に定めるものの他必要な事項について定める。

（申請要件）

２　要綱第２条第１項に定める対象事業の申請の要件は次のとおりとする。

（１）国（産業廃棄物適正処理推進センターを含む。）の助成を受ける行政代執行で行うものでないこと。

（２）投棄されている現場が、原則として、公共又は公用の用地に係るものでないこと。

（３）不法投棄の場合、投棄等に地権者が関与していないと認められること。

（４）不法投棄の場合、原因者を発見することができず、処理を行わせることができない又は処理責任を有する者が死亡、行方不明などにより処理を行うことができないと認められること。

（５）県、市町村、地権者等の関係者の協力体制が得られること。

（県民生活に影響を及ぼす廃棄物）

３　要綱第２条第１項第１号に定める「県民の生活環境に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあり、緊急に対応しなければならないと認められるもの」とは、廃棄物中に有害物質又は感染性病原体等が含まれる廃棄物や崩落などの危険防止のための撤去等の対策が急務である廃棄物をいう。

（公衆衛生に影響を及ぼす廃棄物）

４　要綱第２条第１項第２号に定める「県民の公衆衛生に影響を及ぼしているもの若しくは及ぼすおそれがあると認められるもの」とは、蚊、ハエ、ノミ、シラミ、ごきぶり、ねずみなどの動物が発生し、若しくは発生するおそれが認められるものとする。

（自然環境を荒廃させる廃棄物）

５　要綱第２条第１項第３号に定める「自然の荒廃又は県民の自然環境利用に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれのあるもの。」とは、廃棄物の有害性や危険性から撤去等の緊急性は低いが、自然景観を阻害又は自然環境を荒廃させるおそれがあると認められるもの。

（対象となる廃棄物）

６　要綱第２条第２項に定める廃棄物とは、次のいずれかに該当する廃棄物とする。

（１）不法に投棄された廃棄物

（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年法律第１３７号）（以下「廃棄物処理法」という。）の施行以前に処分された廃棄物

（対象となる対策）

７　要綱第２条に定める対象事業となる負の遺産等による支障を除去する対策は、おおむね次に該当する対策とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対策 | 対策の内容の例示 |
| 廃棄物の除去等 | ・有害物質が含まれ、又は公衆衛生に支障を生じる廃棄物等を撤去して、適正に処分する事業などの対策（一部撤去を含む）等 |
| 汚染防止・公衆衛生の向上のための措置 | ・有害物質が含まれ、又は公衆衛生に支障を生じる廃棄物の撤去が困難な場合に封じ込めをするなど、有害物質の流失を防止する対策・有害物質を含むガス、地下水等を排出することなどにより、これらの影響を防止する対策・悪臭等により周辺環境が著しく害されている場合またはねずみ、蚊、蠅などにより公衆衛生の向上に支障を生じている場合に、覆土等によりこれらの影響を防止する対策等 |
| 危険防止のための措置 | ・公道等への崩落の危険がある場合に、廃棄物の一部撤去などによる危険防止対策・廃棄物から火災が発生し通常の消火では鎮火しない場合に、消火を行うための対策等 |
| 自然環境の保全・県民の自然環境の利用上の支障の除去 | ・自然景観が阻害されている場合に、廃棄物の撤去などにより、地域の自然環境を取り戻す保全対策・県民が自然環境に親しむ環境利用を促進するための撤去などの対策 |
| 上記のほか不法投棄対策部会（以下「部会」という。）が適当と認める対策 |

（対象となる経費）

８　要綱第４条に掲げる除去等のために直接必要な経費等とは、調査費、直接必要な工事費、運搬費、産業廃棄物の処分費、借上料、検査費等をいう。

ただし、産業廃棄物及び一般廃棄物等が混在する不法投棄廃棄物については、分別後の一般廃棄物の処分費及び特定家庭用機器再商品化法の手数料は対象経費としない。

（助成額の算定方法）

９　要綱第５条に基づき助成額として算出された交付額に１千円未満の端数がでた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請にかかる手続き）

１０　申請に係る手続きは、要綱別記第１号様式に関係書類を添えて行うものとする。

（１）要綱第６条に規定する申請の受付期間は、毎年５月１日から５月３１日とする。

（２）要綱別記第１号様式の別紙４に示す「投棄された場所等の図面及び写真」については次によること。

ア　投棄等の場所の位置図は、縮尺1/2,500～1/5,000とし、投棄等の場所の範囲、廃棄物等の流失又は、流失のおそれがある場合は、その位置を示すこと。

イ　平面図及び側面図は縮尺1/100～1/500とし、側面図は２方向以上作成すること。

ウ　写真は、投棄等の場所については、全景、側面（２方向以上）の写真とし、流失又は流失するおそれがある場合は、その状況が把握できる写真とすること。

（３）要綱別記第１号様式の別紙５に示す「その他参考になるもの」としては、申請時に当該事業に係る予算措置が確認できる書類を添付すること。予算措置がなされていない場合には、補正予算計上見込みが確認できる書類を添付のこと。

（４）受付窓口は、以下のとおりとする。

〒２６０－００２４

千葉市中央区中央港１－１１－１

一般財団法人千葉県環境財団　環境活動支援課

（審査）

１１　要綱第７条第２項に示す審査基準の内容は概ね次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査基準 | 審査内容の例示 |
| 生活環境保全上、対策の緊急性が極めて高いこと。または公衆衛生上の支障の除去が必要であること | ・周辺住民に健康被害などの危険が認められることまたは公衆衛生上の支障の除去が必要であること。 |
| 自然環境の保全、利用上、支障の除去が必要であること | ・自然景観の阻害状況、県民の周辺環境の利用状況等から、環境保全、利用のための支障の除去が必要であること。 |
| 負の遺産に関する原因の究明が十分行われていること | ・廃棄物などの現場等の調査が十分に行われていること |
| 不法投棄の場合、処理責任を有する者の究明が十分に行われており、この者が不明又は経済的能力が不足していて、適切な処理を行うことができないと認められること | ・行方不明の場合、公示送達の状況、周辺への状況聴取等・死亡の場合、除籍簿の確認・会社の倒産の場合、倒産の状況、登記簿等の確認、代表者の状況確認等が行われていること　等 |
| 申請者において、事前に支障の除去等に必要な状況把握が行われていること | ・廃棄物等の種類、量が明らかにされていること・生活環境及び公衆衛生上の支障またはそのおそれについて具体的な状況が把握されていること。・支障等の原因、度合い、影響範囲等に応じた対策工の検討がなされていること。・対策工を効果的、経済的に実施するための検討がなされていること。・対策費用及びスケジュール等が確認できること。・投棄現場において投棄物の範囲、成分分析、廃棄物等の種類、量を確定するための調査が必要な場合の理由が明らかにされていること。 |
| 関係者の協力体制が十分整っていること | ・産業廃棄物の不法投棄にあっては県廃棄物指導課及び出先機関との情報共有及び指導体制が整っていること・市町村や土地所有者などの協議が整っていること。・役割分担、費用分担が明確になっていることなど。 |
| 事業実施後、再発防止対策の実施を地主が了承していること | ・申請時に地主が再発防止対策に協力する確約書などを提出していること。・再発防止計画が作成されていて実行できる見込みがあることなど。 |
| 予算の範囲内であること | ・ちば環境再生基金の予算計上の範囲内 |

（２）部会が審査のために必要な現地確認を行う際には、申請者の立ち会いを求めることがある。

（３）申請者は、理事長の求めに応じ、部会に出席して申請内容についての説明を行うものとする。

（審査結果）

１２　理事長は、審査結果を速やかに申請者に通知する。

（事業完了の添付資料）

１３　要綱第１０条に定める「負の遺産対策事業助成金実績報告書」に添付する関係書類のうち「その他改善が確認できる資料」については、支障の除去が確実に行われたことが分かる図書とすること。

附則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年３月２２日から施行する。